

騒音（振動）の防止の方法変更届出書

① 令和〇年〇月〇日

大阪市長様

住所 大阪市北区中之島1-3-20
②届出者 ○〇株式会社
氏名 代表取締役 大阪太郎

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

騒音規制法第8条第1項
振動規制法第8条第1項の規定により、騒音（振動）の防止の方法の変更に
大阪府生活環境の保全等に関する条例第89条第1項

ついて、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 大阪工場 (電話番号 6123-4567)	※ 整理番号	
		※ 受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地	(郵便番号 530-8201) 北区中之島1-3-20 (用途地域 商業地域)	※ 施設番号	
		※ 審査結果	
着工予定年月日	③ 令和〇年〇月〇日	※ 備考	
騒音又は振動の別	④ 1 騒音		
	2 振動		
騒音又は振動の防止の方法	変更前	⑤ 別紙のとおり	
	変更後		
添付書類 1 工場又は事業場の付近の見取図 ⑥ 2 工場又は事業場の敷地内の建物等の配置図（建物の構造を付記すること。） ⑦ 3 施設の設置場所を記載した工場又は事業場の平面図 ⑧ 4 施設の構造概要図 ⑨			

- 備考 1 騒音又は振動の防止の方法の欄については、別紙によることとし、できる限り画面、表等を利用することとし、変更前及び変更後の内容を対照させること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。
3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

[防止の方法の変更届]

- ・ 騒音又は振動防止の方法を変更する場合で騒音又は振動の大きさが増加する場合。

- ① 届出日を記載。
- ② 法人の場合：その名称、本社所在地及び代表者の職氏名を記載。
個人の場合：事業者の住所、氏名を記載。
- ③ 届出日より31日以上後であること。30日以内であれば遅延理由書が必要。
- ④ 該当する番号を○で囲む。
- ⑤ 変更前、変更後の防止方法を示す図面を添付。
- ⑥ 周辺の状態把握のため、近接する建物との位置関係が判断できるもので、東西南北の表示か記号を記入。なお、住宅地図の写しで代用可能。
- ⑦ 工場等の全体と施設の位置及び敷地境界線までの距離が判断できるもので、次の内容が記入されていること。
 - ・ 施設の位置、敷地境界線までの距離等
 - ・ 外壁、屋根（材質、幅、大きさ等）
 - ・ 個々の施設の直近での1mでの騒音レベル等
- ⑧ ⑦と併用可。
- ⑨ 規模、型式が判断できるもので、カタログ類または写真で代用可能。